

改正育児・介護休業法に 関する相談窓口を設置しました

改正法が令和7年4月から段階的に施行されます。

労働者の方も事業主の方もお気軽にお問い合わせください！

★改正のポイント★

○令和7年4月1日施行○

- ・所定外労働の制限（残業免除）が小学校就学前の子まで拡大
- ・子の看護休暇の見直し（小学校3年生修了まで、学校行事への参加でも利用可など）
- ・育児休業取得状況の公表義務の対象企業が拡大
- ・仕事と介護の両立のための諸制度が拡大
- ・育児・介護のためのテレワーク導入が努力義務化

○令和7年10月1日施行○

- ・小学校就学前の子に対する制度の拡大（始業時刻等の変更、短時間勤務などから2以上の制度を選択）選択した制度を労働者に周知
- ・子が3歳を迎える前の個別の意向聴取・配慮が義務化



開設時間 **午前8：30～午後5：15**
(土日祝日、年末年始除く)

電話 **045-211-7380**

場所 **神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課**
横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎13階

